

⑤三次市立三和小学校衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び三次市立学校衛生管理要綱（平成20年教育委員会訓示第4号。以下「要綱」という。）の趣旨に沿い、職員の健康の保持増進を図るため三次市立三和小学校衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、要綱第8条第3項及び第4項に基づき、次の者をもって構成する。

- (1) 主任安全衛生管理者（校長）
 - (2) 保健管理医（学校医）
 - (3) 衛生推進者（教頭）
 - (4) 職員のうち衛生に関する経験を有する者のうちから所属長が指名する者 2名
- 2 第1項第4号に掲げる委員の任期は1年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、主任安全衛生管理者が必要があると認めたとき、又は委員の3分の1以上の請求があったとき開催する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、議長（主任安全衛生管理者）が招集する。

(定足数)

第5条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、開催することはできない。

(表記)

第6条 議事は、出席委員の総意に基づいて決める。

(関係職員の出席)

第7条 主任衛生管理者又は委員会は、必要があると認めるとき、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(記録簿)

第8条 委員会の議事の概要については職員に周知しなければならない。

- 2 委員会の重要な議事については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。
- 3 議事録中、衛生管理上重要な事項については、教育長へ報告し、意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の記録簿の庶務は、委員会で定めるところにより処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月6日から施行する。